令和８年６月４日
第７回介護保険運営協議会
資料２（議題２関係）
（事前配布資料）

第１０期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定について
（国の基本指針及び計画策定に向けた今後のスケジュールについて）

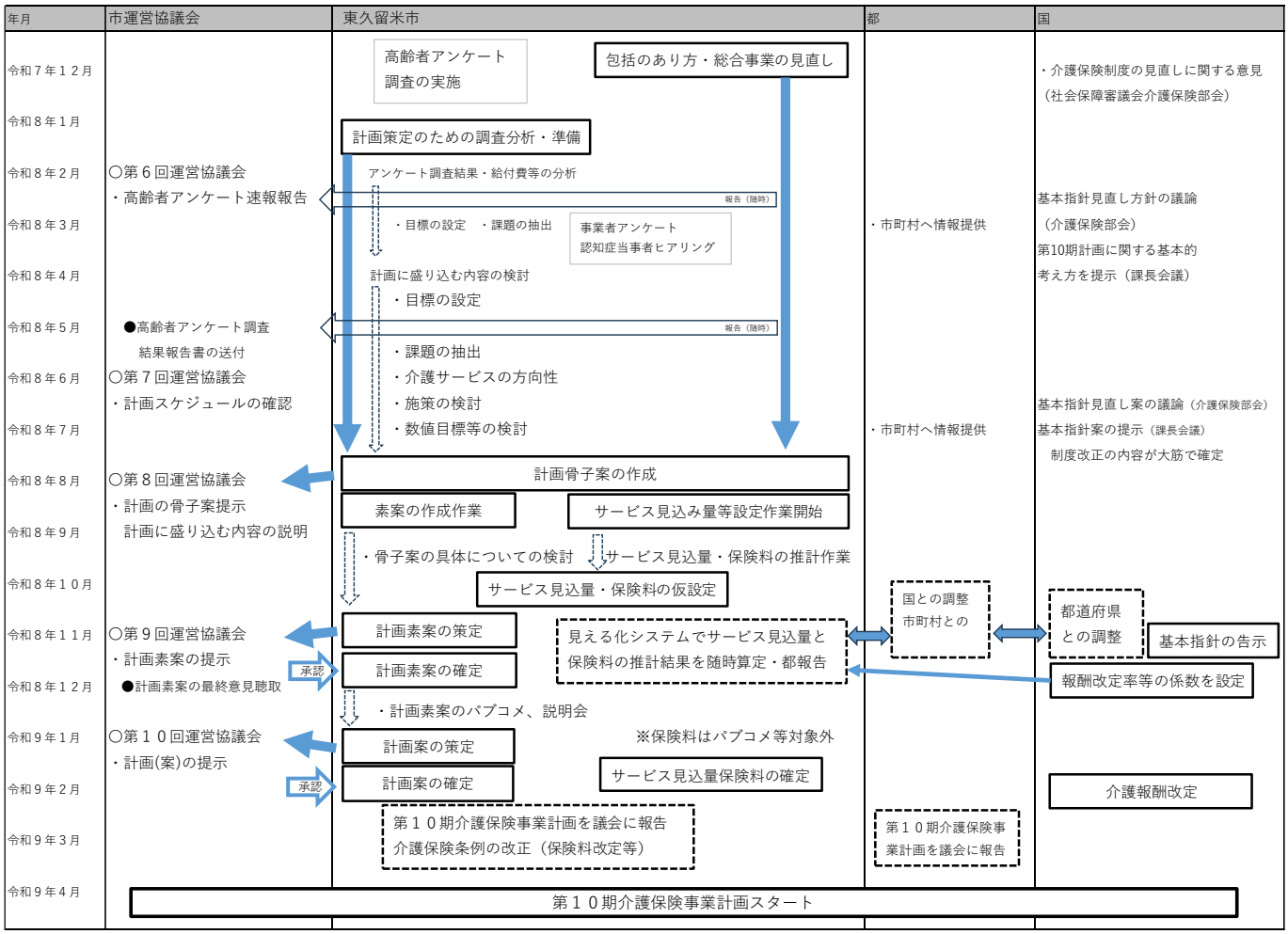
１　国の基本指針について

市町村介護保険事業計画の策定に先立ち厚生労働大臣が定める「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「基本指針」という。）は、介護保険事業計画の策定におけるガイドラインとして位置づけられている。

基本指針については、令和８年７月に開催される予定の「全国介護保険・高齢者福祉担当課長会議」において最終案が示され、令和９年１月頃に告示される予定である。それまでの間も、随時開催される社会保障審議会介護保険部会等の議論（別紙資料）を注視しつつ、第１０期東久留米市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定に向けた準備を進めていく必要がある。

２　第１０期東久留米市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定について

第１０期計画策定に向けた今後のスケジュール（予定）は以下のとおりである。今後、協議会において、随時、進捗等について報告をしていくほか、必要な情報提供を行っていく。



３　その他

第４回協議会（令和７年８月２１日開催）で高齢者アンケートとは別に実施するとしていたアンケート調査及びヒアリングの進捗状況は以下のとおりである。

（１）介護保険事業推進に関するアンケート調査の進捗状況

令和８年１月１９日にアンケート調査票を送付（市内で介護サービスを提供している８１法人）。
令和８年２月９日を回収期限として、調査を実施し５４法人の回答があった。
集計状況

（２）認知症当事者へのヒアリング調査の進捗状況

令和８年２月より、デイサービス、認知症カフェなど９箇所にて、本人、家族、支援者を対象にヒアリング調査を実施

介護保険事業（支援）計画について

別紙　厚生労働省資料（抜粋）
社会保障審議会介護保険部会
第134回（令和8年3月9日）より

○　保険給付の円滑な実施のため、３年間を１期とする介護保険事業（支援）計画を策定している。

国の基本指針（法第116条、９期指針：令和６年厚生労働省告示第18号）

○ 介護保険法第116条第１項に基づき、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律に規定する総合確保方針に即して、国が介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本指針を定める

※市町村等が介護サービス量を見込むに当たり参酌する標準を示す

市町村介護保険事業計画（法第117条）

○ 区域（日常生活圏域）の設定
○ 各年度における種類ごとの介護サービス量の見込み（区域毎）
○ 各年度における必要定員総数（区域毎）
※認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
○ 各年度における地域支援事業の量の見込み
○ 介護予防・重度化防止等の取組内容及び目標　○ その他の事項

都道府県介護保険事業支援計画（法第118条）

○ 区域（老人福祉圏域）の設定
○ 市町村の計画を踏まえて、介護サービス量の見込み（区域毎）
○ 各年度における必要定員総数（区域毎）
※介護保険施設、介護専用型特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
※混合型特定施設に係る必要定員総数を設定することもできる（任意）
○ 市町村が行う介護予防・重度化防止等の支援内容及び目標　○ その他の事項

保険料の設定等

○保険料の設定
○市町村長は、地域密着型の施設等について、必要定員総数を超える場合に、指定をしないことができる。

基盤整備

○都道府県知事は、介護保険施設等について、必要定員総数を超える場合に、指定等をしないことができる。

第9期　介護保険事業（支援）計画　基本指針の構成

前文

第一　サービス提供体制の確保及び事業実施に関する基本的事項

一　地域包括ケアシステムの基本的理念と地域共生社会の実現

1　自立支援、介護予防・重度化防止の推進　　2　介護給付等対象サービスの充実・強化　　3　在宅医療の充実及び在宅医療・介護連携を図るための体制の整備
4　日常生活を支援する体制の整備　　5　高齢者の住まいの安定的な確保

二　中長期的な目標　　三　医療計画との整合性の確保　　四　地域包括ケアシステムの構築を進める地域づくりと地域ケア会議・生活支援体制整備の推進
五　地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び介護現場の生産性の向上の推進等　　六　介護に取り組む家族等への支援の充実　　七　認知症施策の推進
八　高齢者虐待防止対策の推進　　九　介護現場の安全性の確保及びリスクマネジメントの推進　　十　介護サービス情報の公表　　十一　介護サービス事業者経営情報の調査及び分析等
十二　効果的・効率的な介護給付の推進　　十三　都道府県による市町村支援並びに都道府県・市町村間及び市町村相互間の連携
十四　介護保険制度の立案及び運用に関するPDCAサイクルの推進　　十五　保険者機能強化推進交付金等の活用　　十六　災害・感染症対策に係る体制整備

第二　市町村介護保険事業計画の作成に関する事項

一　市町村介護保険事業計画の作成に関する基本的事項

1　基本理念、達成しようとする目的及び地域の実情に応じた特色の明確化、施策の達成状況の評価等
2　要介護者等の実態の把握等　　3　市町村介護保険事業計画の作成のための体制の整備
4　中長期的な推計及び第9期の目標　　5　目標の達成状況の点検、調査及び評価等並びに公表
6　日常生活圏域の設定
7　他の計画との関係　　8　その他

二　市町村介護保険事業計画の基本的記載事項

1　日常生活圏域
2　各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み
3　各年度における地域支援事業の量の見込み
4　被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付の適正化への取組及び目標設定

三　市町村介護保険事業計画の任意記載事項

1　地域包括ケアシステムの深化・推進のため重点的に取り組むことが必要な事項
（一）在宅医療・介護連携の推進　　（二）高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施
（三）生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進　　（四）地域ケア会議の推進
（五）高齢者の居住安定に係る施策との連携
2　各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策
3　各年度における地域支援事業に要する費用の額及びその見込量の確保のための方策
4　地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び介護現場の生産性の向上の推進等
5　介護給付等対象サービス及び地域支援事業の円滑な提供を図るための事業等に関する事項
6　認知症施策の推進
7　特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の入居定員総数
8　地域包括支援センター及び生活支援・介護予防サービスの情報公表に関する事項
9　市町村独自事業に関する事項
10　災害に対する備えの検討
11　感染症に対する備えの検討

第三　都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する事項

一　都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する基本的事項

1　基本理念、達成しようとする目的及び地域の実情に応じた特色の明確化、施策の達成状況の評価等
2　要介護者等の実態の把握等　　3　都道府県介護保険事業支援計画の作成のための体制の整備
4　市町村への支援　　5　中長期的な推計及び第9期の目標
6　目標の達成状況の点検、調査及び評価等並びに公表　　7　老人福祉圏域の設定
8　他の計画との関係　　9　その他

二　都道府県介護保険事業支援計画の基本的記載事項

1　老人福祉圏域　　2　各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み
3　市町村が行う被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付の適正化への取組への支援に関する取組及び目標設定
4　老人福祉圏域を単位とする広域的調整
5　市町村介護保険事業計画との整合性の確保

三　都道府県介護保険事業支援計画の任意記載事項

1　地域包括ケアシステムの深化・推進のための支援に関する事項
（一）在宅医療・介護連携の推進　　（二）高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施
（三）生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進　　（四）地域ケア会議の推進
（五）介護予防の推進　　（六）高齢者の居住安定に係る施策との連携
2　介護給付等対象サービスを提供するための施設における生活環境の改善を図るための事業に関する事項
3　地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び介護現場の生産性の向上の推進等
4　介護給付等対象サービス及び地域支援事業の円滑な提供を図るための事業に関する事項
5　認知症施策の推進
6　特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の入居定員総数
7　介護サービス情報の公表に関する事項
8　介護サービス事業者経営情報の調査及び分析等
9　災害に対する備えの検討
10　感染症に対する備えの検討

第四　指針の見直し

別表

基本指針の検討にあたって考慮すべきと考えられる要素

今後の基本指針の検討にあたって考慮すべきと考えられる要素としては、例えば下記のようなものが考えられる。

＜介護保険部会「介護保険制度の見直しに関する意見」（令和７年12月25日）関係＞

○　人口減少・サービス需要の変化に応じたサービス提供体制の構築
- 中山間・人口減少地域における柔軟な対応等

○　地域包括ケアシステムの深化
- 医療・介護連携の推進
- 有料老人ホームの事業運営の透明性確保、高齢者への住まい支援
- 介護予防の推進、総合事業の在り方
- 相談支援等の在り方
- 認知症施策の推進等

○　介護人材確保と職場環境改善に向けた生産性向上、経営改善支援
- 総合的な介護人材確保対策
- 介護現場の職場環境改善に向けた生産性向上、経営改善支援、協働化等の推進

○　多様なニーズに対応した介護基盤の整備、制度の持続可能性の確保
- 2040年を見据えた介護保険事業（支援）計画の在り方　等

＜福祉部会「社会保障審議会福祉部会報告書」（令和７年12月18日）関係＞

○　介護人材の確保・育成・定着　等

＜「医療法等の一部を改正する法律」（令和７年法律第87号）関係＞

○　入院医療だけではなく、外来・在宅医療、介護との連携、人材確保等を含めた地域の医療提供体制全体の課題解決を図る新たな地域医療構想の策定

○　介護保険事業（支援）計画におけるロジックモデルの活用（医療法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和７年12月４日参議院厚生労働委員会））

○　本指針を定めるに当たり、即するものとされている医療情報化推進方針の策定（改正後の介護保険法第116条）等

2040年を見据えた介護保険事業（支援）計画の在り方

○　2040年にかけて地域のサービス需要が変化していく中で、**第10期介護保険事業（支援）計画から、都道府県が積極的に関与しながら、2040年等の中長期の介護サービス見込量を見据えて策定していくことが更に重要**となる。

○　その際、**「中山間・人口減少地域対応」「医療・介護連携」「高齢者向け住まい」「人材確保、生産性向上・経営改善支援」**等について、第９期までの取組を前提に、**第10期計画における位置付けを明確化した上で、必要な取組を進めることが必要。**

介護保険制度の見直しに関する意見（令和７年12月25日）（抜粋）

（中長期的な推計）

○　**市町村が定めている中長期的な推計について、介護保険事業計画の記載事項として位置付けを明確化**し、**都道府県についても、2040年に向けての中長期的な推計を介護保険事業支援計画の記載事項へ追加**し、必要な情報提供や助言、協議の場の設置等により支援や調整を行っていくことが適当である。

（2040年に向けた地域課題への対応）

○　2040年に向けた中長期的な推計により、都道府県と市町村が共通の課題認識を持った上で、地域における2040年に向けたサービス提供の在り方について、中山間・人口減少地域対応や医療 ・介護連携、人材確保・生産性向上、高齢者住まいなど、明らかになった地域課題への対応の観点を含めて、都道府県・市町村及び関係者間で議論を行うことが必要である。

○　このため、**介護保険事業（支援）計画において、都道府県及び市町村が以下の内容について記載することが適当**である。

- **2040年に向けての中長期的な推計**
- **中山間・人口減少地域対応として特例介護サービスの新たな類型や新たな事業の仕組み等の導入及び導入地域**
- **総合確保方針に基づく医療と介護の協議の場において検討した医療 ・介護連携に係る提供体制の構築に必要な取組**
- **有料老人ホームにおける入居定員総数及び要介護者の入居状況**
- **市町村の総合事業の基盤整備を推進するため、都道府県が伴走的な支援や多様な主体とのつながりづくり等の更なる支援を推進すること**
- **人材確保や生産性向上等による職場環境改善、経営改善支援等に係る地域の目標及びその達成に向けた方策**

○　その際、中長期の地域課題について、保険者である市町村単位で検討することを基本とした上で、都道府県も関与しながら市町村を越えた広域的な議論をする仕組みが必要であり、第10期介護保険事業計画期間から、都道府県と市町村が既存の介護保険事業（支援）計画の策定プロセスの中で実効的なすり合わせを行うとともに、地域の状況に応じ順次、介護保険事業計画について老人福祉圏域単位等で調整・協議するための会議体を設置するなど、地域における2040年に向けたサービス提供の在り方について、本格的に議論するための体制を構築することが適当である。

次ページに続く

第10期介護保険事業（支援）計画の基本指針に盛り込むことが考えられる主な事項のイメージ

○介護サービス基盤の計画的な整備

① 介護保険事業（支援）計画の策定

- 中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、都道府県と市町村が2040年度を見据えた中長期的な推計を実施し、共通の課題認識を持った上で、地域の関係者を含めてサービス提供体制の在り方を検討。
- 計画策定における都道府県の関与や医療・介護連携の強化等のため、計画の策定過程における議論のプロセスを整理。
- 計画策定に当たって都道府県・市町村や関係者が確認すべき指標や状況の提示等により、地域の現状把握・分析や計画策定を支援。

② 地域の実情に応じたサービス提供体制の構築

- 地域の類型（中山間・人口減少地域、大都市部、一般市等）を念頭に置いた計画策定。中山間・人口減少地域においては、関係者の意見を聞きながら、必要な対応（人材確保や生産性向上等の施策、特例介護サービスの新たな類型の活用等）について議論。
- 医療との連携状況や有料老人ホーム等の高齢者向け住まいの入居の状況等を踏まえたサービス提供体制の構築。

○地域包括ケアシステムの深化

① 総合事業の多様なサービス・活動の充実に向け、多様な主体とのつながりづくり等の更なる支援や質の向上を図るための分析・評価等を推進。

② 頼れる身寄りがいない高齢者等の生活ニーズを地域課題として解決するため、関係者を含めて地域全体で対応を協議し、切れ目のない支援が提供される地域づくりを推進。

③ 認知症基本法及び認知症施策推進基本計画を踏まえた取組の推進。

○介護人材確保と職場環境改善に向けた生産性向上、経営改善支援等

① 都道府県が主体となって介護人材確保に関するプラットフォームを構築し、地域の関係者が協働して課題解決に向けた実践的な取組を推進。

② テクノロジーの更なる活用等による生産性向上や、協働化・大規模化の推進等による経営基盤の強化等を推進。

※ 法律改正事項については、今後法案を提出し、成立した後にその内容を反映した上で審議会で議論予定